

岐阜県リニア中央新幹線活用戦略ブラッシュアップ懇談会設置要綱

(目 的)

第1条 岐阜県リニア中央新幹線活用戦略の成果を具体化するアクションプランの策定に関して、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略ブラッシュアップ懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 懇談会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 懇談会に座長を置き、委員のうちから互選する。

3 座長は、会議の進行を行う。

(会 議)

第3条 懇談会は知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 懇談会の事務局は、岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。